

税の申告はお早めに

2/18(月)
3/15(金)

所得税

税務署では、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用した申告書の提出や、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用した書面による提出(郵送)を推進しています。ぜひご利用ください。

申告期限間の税務署は大変混雑しますので、早めにご提出ください。税金が還付となる確定申告書の提出は、すでに受付を開始しています。

2月24日・3月3日の日曜に限り税務署を開庁し、確定申告書用紙の配布、申告相談、申告書の收受および納付相談を行います。国税の領収および納税証明書は発行は行いませんのでご注意ください。

確定申告が必要な方

次に該当する方は、確定申告

あなたの申告は？ 要不要チェック表

あなたの場合	税務署に確定申告(所得税)	区役所に申告(住民税)
① 収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です(医療費控除などで申告すると税金が還付される場合があります)	不要です
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です	必要です(所申で確定申告された方は不要です)
③ 年末調整済の給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)		
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下	不要です(所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)	不要です
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上)のところから支給されている場合はその合計	不要です(還付を受ける場合は申告できます)	不要です
⑨ 上記⑧のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です(還付を受ける場合は申告できます)	不要です*
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です	不要です

*非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となるため、収入の有無にかかわらず申告が必要な場合があります
○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区課税課にお問い合わせください

が必要で、
○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
○給与の収入金額が2千万円を超える方
○2か所以上から給与を受けている方
○給与収入があり、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方

から支給されている場合はその合計額)以下の方
②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
確定申告で税金が還付される方
次に該当する場合、確定申告をすれば税金が還付されることがあります。
○自宅を住宅ローンなどによって取得された方
○1年間に負担した医療費が、原則10万円を超える方
○中途退職後再就職しておらず、年末調整を受けていない方

平成23年分から申告が不要となった方
年金を受領している方で次の①②すべてに該当する方は、所得税の申告が不要となりました。なお、所得税の還付を受ける場合は、申告書を提出できます。また、所得税の申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。
①公的年金等の収入金額が400万円(2か所以上)のところ
税および贈与税の申告書や青色

国税庁のホームページで手軽に申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、24時間利用でき、画面の案内に従って金額を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色

申告決算書等が作成できます。確定申告書等の用紙や「所得税の確定申告書の手引き」は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
HP <http://www.nta.go.jp>
e-Tax利用でさらに便利に
国税庁ホームページで作成した申告書データは、印刷して「書面」として提出できますが、電子証明書を添付して、e-Taxで送信(提出)できます。e-Taxでの申告のメリットは、次のとおりです。ぜひご利用ください。
①平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して3月15日(金)までにe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成25年分の確定申告でいずれか1回)。
②医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略できます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。
③e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。
事前に電子証明書の取得とICカードリーダーが必要ですが、電子証明書は、住民票のある区役所の窓口で住民基本台帳カードを取得し、「電子証明書発行申請書」を提出して電子証明書の発行を受けてください。
HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書の提出は郵送や時間外文書収受箱でも受付

申告書はe-Taxによる送信や郵便等による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。確定申告書等の控えに税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンで記載した控えと返信先を記入し所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
「電戸・大島北砂・東砂・南砂・新砂」にお住まいの方の提出先
江東区税務署(電戸2-17-18)
江東区税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先
江東区税務署(猿江2-16-12)
申告書作成のアドバイス
税務署で申告書作成などのアドバイス希望される方は、必要な書類等(収入金額や各種控除などの確認書類(収入金額や経費・医療費の領収書はあらかじめ集計してください)、前年申告書等の控え、印鑑など)を持参してください。会場が混雑している場合には、受付を早めて締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

確定申告等の障害者控除認定書 要介護度1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行

平成24年12/31(基準日)時点で、次の条件に該当する方に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日現在要介護度4・5認定の方は、区の住民税申告に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証の提示または写しの添付により障害者控除を受けることができます。詳しくはホームページをご覧ください
□ 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○身体障害者手帳が交付されていない○介護認定が要介護1~5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する ㊦ 身分証明書を持参し高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)窓口で☎3647-4324、FAX3647-9247

納税は便利な振替納税で

振替納税は、提出先の税務署が変わらない限り、1度手続きすれば毎年継続となります。申込書は、税務署のほか区内の金融機関にもあります。申告期限までに提出してください。
東京税理士会が行う還付申告の相談・提出
給与・年金所得者の医療費控除(領収書はあらかじめ集計してください)や年末調整されていない方の所得税の還付申告を受け付けます。雑損控除や住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は税務署にご相談ください
時 2月18日(月)~3月15日(金)(土・日曜を除く)
場 区役所2階区民ホール臨時窓口

住民税

区から住民税の申告書を2月
7日(木)に発送します(受付は2月18日(月)~)。別表(5面)の特別区民税・都民税申告受付場所でも申告してください。
「申告の必要のない方」
○勤務先から給与支払報告書が提出され、給与から住民税を引かれる方
○所得税の確定申告をする方
○年金収入のみで、65歳以上は年金収入が155万円以下の方、65歳未満は年金収入が105万円以下の方
「申告が必要な方」
平成25年1月1日現在区内在住で、前年中(平成24年1月~12月)に収入のあった方
※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず申告が必要な場合があります。
「申告に必要なもの」
①収入・所得を確認できる給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など
②社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など
③生命保険料・地震保険料などの控除証明書
④身体障害者手帳など
⑤医療費の領収書など
⑥印鑑